

大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会における部会の廃止について

1, 現在の体制

■大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会（以下、「分科会」という。）【設置：H24.11.1】

委員数 11 人

・調査審議事項（分科会設置要綱第 2 条）

- ①評価機関の認証に関すること ②評価基準及び評価の手法に関すること ③評価結果の取扱いに関すること ④養成研修、継続研修に関すること
⑤評価事業に関する情報公開、普及・啓発に関すること ⑥評価事業に関する苦情等への対応 ⑦その他評価事業の推進に関すること

※部会設置（分科会設置要綱第 5 条）

□大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会認証部会（以下、「認証部会」という。）【設置：H24.12.18】

・調査審議事項（認証部会設置要綱第 2 条）

- ①評価機関の認証に関すること ②その他必要と認める事項に関すること

委員数 5 人

□大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会基準等部会（以下、「基準等部会」という。）【設置：H24.12.18】

・調査審議事項（基準等部会設置要綱第 2 条）

- ①評価基準及び評価の手法に関すること ②その他必要と認める事項に関すること

委員数 6 人

2, 令和 2 年度第 1 回基準等部会（R2.8.24 及び 8.25 書面会議）での審議事項

国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針（H31.4 施行）」において、“都道府県推進組織は、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（国基準）」等に基づいて、第三者評価基準を策定するものとする。ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、国基準を満たしたうえで所要の修正を行うことは差し支えないものとする。”とされたことから、府評価基準ガイドラインの改正方法については、令和 2 年度第 1 回基準等部会において審議のうえ、令和 2 年 9 月以降、次のとおり取り扱うことに決定。

《令和2年度第1回基準等部会：資料1抜粋》

I 基準		II 位置づけ	III 改正方法（部会等における審査）	IV 考え方
【1】 必須評価基準 (国指針)	① 必須評価基準 (=国共通評価基準) ※全分野共通	評価機関認証 の最低要件 (全項目を 評価基準 に用いる)	◆報告事項 →国評価基準改正後、速やかに府基準として 全て適用し運用開始 【9月以降の予定】 ※基準を改正し速やかに報告 →障がい福祉分野 児童福祉（保育所）分野 その他（救護施設）分野	▶国の必須評価基準については、原則採用 するもの（これまでも全項目を適用し、 府評価基準として採用） ▶国基準の改正後、速やかに府基準として 適用することで、関連制度の改正等を踏 まえた効果的な評価の実施や効率的な運 用をめざす
	② 内容評価基準 ※各分野の特性等 を踏まえて付加			
【2】 推奨評価 基準 (大阪府が 独自策定)	③ 推奨評価基準 高齢：6項目 障がい：なし 児童：1項目 その他：なし	評価機関の 裁量的事項 (評価基準に 用いることが 望ましい)	◆審議事項 →国評価基準の改正等を踏まえ、府推奨評価 基準の改正等が必要なものについて審議 【今回の審議事項】 →高齢福祉分野の推奨評価基準	▶府推奨評価基準の改定等については、国 基準の改正等を踏まえて新たな項目設定 （主に権利擁護）が必要なものについて、 事務局において定期的に点検、検討を行う

※現在、推奨評価基準については、児童福祉分野1項目のみ。

（高齢6項目については、国ガイドラインと重複するため、令和2年度第1回基準等部会において改正廃止済。）

3、令和6年4月1日以降の分科会の体制について

上記2の審議をうけ、国の必須評価基準改正後の府評価基準ガイドラインの改正については、部会での審議が不要（報告事項）とされたことから、基準等部会の開催が必要となる機会がほぼなくなった。（推奨評価基準の改正時のみ。令和2年度第1回基準等部会開催以降、基準等部会は開催されていない。）

上記のとおり、基準等部会開催の機会がほぼなくなり、設置の必要性が乏しい状況になったため、**令和6年4月1日以降は、基準等部会を廃止するとともに認証部会も廃止し、分科会において全ての事項を調査審議することとする。**（※分科会委員数検討中）